

奈良県スマイルセンターのご利用について

奈良県スマイルセンターは、WEBで利用予約ができます。



利用予約には事前に「奈良スーパーアプリ」へのご登録が必要です。

予約内容を確認するために折り返し連絡いたします。

電話でのお問い合わせも出来ます。

- 相談内容に合わせて対応いたします。まずは、ご連絡ください ▪

今年度からひとり親家庭等の就業相談は、同じ建物内（1F）にある奈良しごとiセンターで受け付けます。

ひとり親家庭等の総合相談窓口

奈良県スマイルセンター

TEL 0742(24)7624

FAX 0742(24)7625

月～土 8時30分～17時（日・祝・年末年始は休み）
630-8325 奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良2F

✉ smile-center@office.pref.nara.lg.jp
メールでの相談は件名に必ず「相談」と入れてください

- ・JR奈良駅(東口)から徒歩10分
- ・近鉄奈良駅からバス⑨番のりば 市内循環内回りで「瓦町」下車



ひとり親家庭等の総合相談窓口

奈良県スマイルセンター

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方、離婚を考えている方を支援します。

ひとり親
コンシェルジュ相談

定期出張相談

養育費確保
支援補助

専門家による
無料相談

ひとり親家庭等
支援セミナー

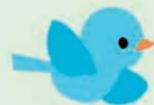
TEL 0742-24-7624



詳しくはWebで

奈良県スマイルセンター 🔍





ひとり親コンシェルジュによる生活支援



奈良県スマイルセンターは、●母子家庭の母 ●父子家庭の父 ●寡婦の方 ●離婚を考えている方 を支援するために、奈良県・奈良市が設置した総合相談窓口です。皆さまが抱える悩みやお困りごとをお聞きし、各種手当や給付金、子育て支援サービス、養育費や親子交流の取り決めなど、個々の状況にあわせて対応いたします。

ひとり親コンシェルジュ相談

「暮らし」や「子育て」など、生活に関する心配ごとやお悩みをじっくりお聞きします。どこに聞けばいいのかわからないことなど、何でもお気軽にご相談できます。

関係機関とも連携しながら、お一人おひとりに合わせた支援を行います。



相談室のキッズコーナー

- ・受けられる支援や制度を知りたい
- ・出費がかさみ生活が不安
- ・家事や育児をちょっと手伝ってほしい
- …など

- ・離婚をせかされているけどどうしたら？
- ・離婚時の取り決めを専門家に相談したい
- ・こどもへの影響が心配
- …など

定期出張相談

※完全予約制

スマイルセンターへの来所相談だけでなく、定期的に市役所等に出向き相談に応じています。日にちをご確認のうえ、スマイルセンターまで「事前予約」をお願いします。

- 奈良市役所 中央棟1F子ども給付課
第1木曜日 9時～12時
近鉄新大宮駅 徒歩10分
- かしはらナビプラザ 4F市民相談広場受付
第3火曜日 10時～16時
近鉄大和八木駅 南口すぐ

※ 近くの公的機関での相談も出来ますので、ご相談ください。

養育費確保支援補助

奈良県内に居住するひとり親の方を対象に

- 1) 養育費に関する公正証書作成等に要した費用
- 2) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した際の費用の一部を補助します。

詳細をスマイルセンターホームページでご確認のうえ、スマイルセンターに「事前連絡」をお願いします。

留意事項

- 1) 公正証書は、強制執行認諾約款付きのもの
奈良市、生駒市など他の自治体等の同等事業で補助金等を受給していない、または受給予定でないこと
 - 2) 過去に同一の児童を対象として、同様の補助金を受給していない、または受給予定でないこと
- 補助対象となるのは、いずれも、令和7年度中（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に作成・締結され、かつ申請されたものに限る。

専門家による無料相談

養育費・親子交流、離婚に伴う諸問題

● 養育費等相談 ●

おひとり60分程度（1日3枠）
開催時間 13:00～16:00

令和7年	4月22日(火)	5月27日(火)
	5月8日(木)	6月24日(火)
	6月12日(木)	7月29日(火)
	7月10日(木)	8月26日(火)
	8月7日(木)	
	9月11日(木)	
	9月25日(木)	⇒ 奈良市役所で開催
	9月30日(火)	
	10月9日(木)	10月28日(火)
	11月13日(木)	11月25日(火)
	12月11日(木)	12月23日(火)
令和8年	1月8日(木)	1月27日(火)
	2月12日(木)	2月24日(火)
	3月12日(木)	3月24日(火)

養育費の確保や財産分与・親権などの問題

● 弁護士相談 ●

おひとり30分程度（1日6枠）
開催時間 13:30～16:30

令和7年	4月19日(土)	
	5月17日(土)	
	6月21日(土)	
	7月19日(土)	7月25日(金)
	8月16日(土)	8月22日(金)
	9月20日(土)	
	10月18日(土)	
	11月15日(土)	
	12月13日(土)	
令和8年	1月17日(土)	
	2月21日(土)	2月27日(金)
	3月21日(土)	3月27日(金)

- ・予約は希望月の月初めより受け付けます。
- ・場所は奈良県スマイルセンターです。

ひとり親家庭等支援セミナー

離婚前後の心配事や不安を少しでも取り除くため何が出来るかを、専門家とともに考えるセミナー（無料）を開催しています。

令和6年度は、『別居・離婚のときに考えておきたいこと』『経済的自立のために知っておきたいこと』をテーマに実施しました。今年度も開催予定です。

ひとり親の方が利用できる各種支援

●日常生活支援事業

修学や疾病等により一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合や、生活環境の激変で日常生活に支障が生じている場合に世話などを行うサービスです。利用は1時間単位で、同一家庭において利用時間に制限があります。利用に際しては、お住まいの市町村福祉ひとり親等担当課へ、登録申請を行ってください。

●高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金

母子家庭の母、父子家庭の父が、対象資格の取得を目指して修業する場合、受講期間の一定期間について、生活費として「訓練促進給付金」が給付されます。また、養成機関の修了後に「修了支援給付金」が支給されます。

対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士 ほか

※市町村ごとに対象資格が異なります。

●高等職業訓練促進資金貸付

訓練促進資金：高等職業訓練促進給付金を活用し資格取得を目指す方に、入学準備金及び就職準備金を貸し付けます。

住宅支援資金：母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就職や就業に向けて意欲的に取り組む方に、住宅の借りに必要となる資金を貸し付けます。

※いずれも貸付であるため返済が必要です。就職の状況によっては返還が免除されます。

●母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭、父子家庭や寡婦の方などに対し、真に必要なとされる場合に、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的とし、低金利または無利子で各種資金を貸し付けます。

修学資金：児の高等学校、大学、高等専門学校などの授業料、書籍代、交通費等に必要資金

生活資金：知識技能を取得している間、医療もしくは介護を受けている間、ひとり親になって間もない、失業中、家計急変の場合に、生活を安定継続するための資金

等12資金

※すべての貸付は限度額があり、必要額と返済の見通しによって個別に貸付金額が決定され、世帯状況等によっては限度額まで利用できない場合もあります。

※申請には必ず、事前相談が必要です。

詳細お問い合わせは、お住まいの地域の福祉事務所へ